



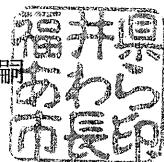
あわら市 告示第 23 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、令和4年10月6日付あわら市告示第111号で本市樋山の字の区域を変更した件について、その一部を訂正したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定による市営土地改良（区画整理）事業樋山地区（全工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和5年2月27日

あわら市長 森 之嗣



次のとおり地番を訂正する。

大字	字	地番	
		誤	正
樋山	51字象ケ一	5番7	5番21
		5番8	5番22
		6番3	6番9
		6番4	6番10

あわら市 告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市樋山の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定による市営土地改良（区画整理）事業樋山地区（全工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和4年10月6日

あわら市長 森 之嗣



次の区域をあわら市樋山36字口長谷に編入する。

大字	字	地番
樋山	35字 コワミ山	10
	51字 象ケ一	5の7、5の8、6の3、6の4
	52字 長谷山	19の2、20の2

次の区域をあわら市樋山39字市ヶ谷に編入する。

大字	字	地番
樋山	31字 八反田	115、119
	40字 ノモ谷	12